



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

所長
コラム

P1

どこまでのサービスが本当に必要か

先日、ヤマト運輸の労働組合が、今年の春闘で年々増加の一途をたどっている荷物の引き受けについて、抑制するよう会社に求めていたという記事がありました。ドライバー不足が深刻化する状況のもとで、これ以上運べないから引き受けストップしてほしいと悲鳴をあげているというわけです。

家庭への小口の宅配を1976年にスタートさせたヤマト運輸も、40年の間にどんどんより良いサービスが開発され、きめ細やかな対応が可能となって見違えるほど便利になりました。日本国内遠いところまでほとんど翌日か翌々日までに荷物が到着するのが、今や当たり前のようになっています。クール便に始まり、スキーやゴルフの往復便、宅配時間も2時間単位での指定が夜9時まで、不在の場合の再配達や、不在票にはドライバーの携帯電話の番号が書かれてあり、近くにいたら都合で寄ってくれるまでになりました。本当に便利になりました。便利であることは大変ありがたいことではあるけど、こんなに便利にする必要があるのか、過剰サービスとなっていないかと、これまでも少し気を揉んでいました。

一方で、Amazonをはじめとするネット通販の拡大がそれに拍車をかけています。ボールペン一本からご自宅へ配達しますというのも、買う側にとっては大変ありがたいですが、通常の場合、本当にそこまでして運ぶ必要があるのでしょうか？しかも年間数千円でプライム会員になれば、いつでも何でも送料無料で、ほとんどのものが翌日には届く仕組みになっています。300円のものを買って無料で送り届けてもらう時、業者は運送会社に一体いくら払っているのかな？と考えてしまいます。いったいどういう仕組みになっているのでしょうか。こんなものを安い運賃で運ぶ割合がどんどん高まってしまいうから、「EC豊作貧乏」と言われるようになってきてしまっていたとしたら、数年前にAmazonの荷物を運んでいた佐川急便がAmazonとの取引をやめたのもわかるような気がします。

日本人はきめ細かなサービスを求めすぎであるとよく言われます。というよりサービスを提供する側も、ライバルとの競争に打ち勝つため、工夫に工夫を重ね必要以上の対応をして来たようにも思えます。このようなサービスを低価格にて可能にして来たヤマト運輸も見上げたものですが、人口減少社会の中で、労働人口が不足しがちな今、サービスの拡充もそろそろ限界に達して来ているのかもしれない。

最終的には、それらのコストが消費者価格に跳ね返って来ると考えられます。消費者にとっても、結果的に高いものにつきます。今更逆行するようなことを申しますが、消費者の側としてもあまり細かい要求をせず、数日のうちに確実に届けばよしとしましうよ。



配偶者控除の改正で変わる働き方

平成 29 年度税制改正大綱が平成 28 年 12 月 8 日に決定されました。この改正で目玉になるのが平成 30 年から導入される「配偶者控除の年収要件の引き上げ」です。就業調整をしなくて済む仕組みを構築する目的で行われる改正であり、アルバイト・パートの方の働き方が変わることが予想されますが、いくつか注意点がありますのでご紹介します。

□改正の概要

- 平成 30 年より、配偶者控除が適用できる配偶者の給与収入金額の上限が、現行の 103 万円以下から 150 万円以下に引き上げられます。（合計所得金額 85 万円）
- 配偶者特別控除についても、給与収入 150 万円超から 201 万円まで控除額が段階的に減るかたちとなり、現行の配偶者特別控除を拡大する形で行うこととなります。（上記いずれも給与収入のみの場合。）
- 配偶者控除の適用を受ける納税者本人について、所得制限が導入されます。（下図参照）

		配偶者の給与収入（合計所得金額）										
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
		配偶者 控除	配偶者特別控除									
納税者 本人の 給与収入（合 計所得 金額）	~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：万円)

□社会保険との関係はどうか

- 現行の制度では、配偶者が納税者本人の社会保険の扶養に入っている場合には、給与収入が 130 万円以上になると扶養から外れてしまい、独自に社会保険に加入することになってしまうため、保険料負担が生じることとなりますので検討が必要です。
- 平成 28 年 10 月より、従業員 501 人以上の企業においては、アルバイト・パートの方であっても、月額賃金 8 万 8,000 円（年 106 万円）以上となり、その他勤務時間が週 20 時間以上や勤務期間が 1 年以上の条件を全て満たす場合は社会保険の加入義務が生じることとなりますので、こちらも意識する必要があります。（次ページに続く）

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



(前ページより続く)

P3

・労働時間を増やすことにより、一週間の所定労働時間が20時間以上となった場合、31日以上の雇用見込みがある方については 雇用保険の加入対象となりますので、手続きの必要と、保険料負担が発生します。

以上のような点を考慮する必要がありますが、改正が成立すればパートの方は来年からの働き方を、経営者の方は雇用形態の見直しを検討しておくことが必要となります。適用年度が始まってからでは遅いため、特にパート・アルバイトの方を多く雇用されている事業主の方は、早急に検討を行い、労働者本人の意向を確認しておくことが必要となります。



お出かけしやすい季節になりました

暖かくなり出かけやすい季節になってきました。旅行会社にある国内旅行のパンフレットを見ていると、行ってみたいなあ・・・と思う観光地がいっぱいあります。

交通と宿泊がセットになった旅行会社のパッケージツアーは、多くの場合、宿や交通手段を別々に申し込むよりも割安ですが、中には利用する列車の時間帯によって交通費と宿泊をセットにした事によって高額になることもあるので注意が必要です。

旅行を検討する際は、一度交通費と宿泊を別々に計算してみるのもいいかもしれません。例えば JR では発駅から着駅までの営業キロが、片道 601 キロ以上あれば「ゆき」「かえり」の乗車券の運賃がそれぞれ 1 割引きになる往復割引があります。

(例) 姫路～東京間を往復する場合の運賃

●姫路～東京間は片道 644.3 キロ。営業キロが 601 キロ以上あるので、往復乗車券を購入すると往復割引の対象となります。計算方法は「ゆき」「かえり」とも営業キロは 644.3 キロで切り上げて 645 キロとします。

●これを本州内幹線の普通運賃表に当てはめると片道運賃は 9,830 円で、1 割引きすると 8,847 円。10 円未満の端数を切り捨てて 8,840 円

往復割引運賃は 8,840 円+8,840 円=17,680 円です。

●営業キロが 601 キロに少し足りないなあ・・・と思われる時は、少し手前から購入する又は着駅を先にするなど検討してみてください。

時刻表も開いてみると色々な情報が載っていて楽しいですよ☆

(記事担当：友井)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX